## 奈良県告示第百六十八号

次のとおり介護機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成三十年八月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

	介護				
	対応型共同生活				
	介護予防認知症	○六四一一			
四月一日	同生活介護及び	大字三ケ谷一		<u> </u>	陽だまり
平成三十年	認知症対応型共	山辺郡山添村	一樹の里	葛城市笛吹五	有限会社
				所の所在地	
	千 米 大	所 在 地	名称	主たる事務	名称
指定年月日	居宅サービスの	くは居宅介護支援事業所	くは居宅へ	は居宅介護支援事業者	は居宅介護
		又は居宅介護事業所若し	又は居宅の	は居宅介護事業者若しく	は居宅介護
		訪問看護ステーション等	訪問看護る	指定訪問看護事業者等又	指定訪問季